

【諮問事項 3】岸之浦地区における都市計画変更について

1. 経過と今後のスケジュール（案）

令和4年3月25日	市都計審①：原案について説明【臨港地区・地区計画】
令和4年8月9日	市都計審②：原案及びスケジュール案について説明【臨港地区・地区計画】
令和4年8～9月	原案の縦覧：8月10日～24日、動画配信（8/10～） 【臨港地区】公聴会の開催：9月6日 → 公述申出なしのため開催中止 【地区計画】意見書の提出期間：8月10日～31日 → 意見書提出なし
令和4年10月21日	案の説明会の開催、動画配信（10/21～）【臨港地区・地区計画】 説明会参加者：12名 動画閲覧（10/21～11/4）：68回
令和4年11月17日	市都計審③：原案の縦覧・案の説明会開催状況等の報告【臨港地区・地区計画】
令和4年11月25日 ～12月9日	案の縦覧・意見書の提出期間 意見書の提出先：【臨港地区】大阪府 【地区計画】岸和田市 縦覧者：0名 意見書：0通
令和5年1月13日	市都計審④：案の縦覧状況の報告・諮問【臨港地区・地区計画】
令和5年2月頃	府都計審：諮問【臨港地区】
令和5年3月頃	変更告示【臨港地区・地区計画】

2. 案に関する説明会における意見・質疑の概要

意見・質疑の概要	回答概要
地区計画の変更案について	
・地区計画の「敷地面積の最低限度：5000㎡」は、敷地面積の規定であって、建物の面積は小さくても問題ないか。	・用途地域で規定される建ぺい率により、敷地面積に応じて建築面積の上限があるが、建築面積の下限に関する規定はない。
阪南港阪南2区整備事業について	
埋立事業について ・マリーナや緑地の計画となっているあたりは、いつ頃に埋立て完了の予定か。	・マリーナが計画されている交流厚生用地の竣功期限については、埋立免許で令和8年1月となっている。あくまで現時点の計画であるので、事業進捗等により変更となる可能性はある。
企業誘致について ・募集時期 ・募集条件 ・問い合わせ先 など	・公募は、大阪港湾局が実施 ・公募に関する問合せ先：堺泉北港ポートサービスセンタービル内 大阪港湾局事務所

3. 都市計画法第17条に基づく案の縦覧及び意見書の提出状況

案の縦覧及び意見書の提出期間		令和4年11月25日（金）～12月9日（金）
縦覧場所	臨港地区	大阪府計画調整課、岸和田市都市計画課
	地区計画	岸和田市都市計画課
岸和田市における縦覧者及び意見書の提出	臨港地区	縦覧者：0名 意見書：0通
	地区計画	縦覧者：0名 意見書：0通